

## 評議員会決議事項

項 目	決 議 事 項 の 内 容	議決数	
		過半数	議決に加 わること ができる 評議員の 三分の二
法人運営に関 わる事項	定款の変更		○
	法人の解散		○
	吸収合併契約の承認		○
	新設合併の承認		○
役員を選任・ 解任・報酬等	役員を選任	○	
	理事の解任	○	
	監事の解任		○
	役員及び評議員に対する報酬等の基準	○	
	理事及び監事の報酬	○	
財務・報告に 関する事項	事業計画書及び収支予算書等の承認	○	
	事業報告・決算書類・財産目録の承認	○	
	基本財産の処分	○	
	残余財産の処分	○	
その他	社会福祉充実計画の承認	○	
	役員等の責任の免除（すべての免除）	全員の同意による	
	役員等の責任の免除（一部の免除）		○
その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項		○	

## 理事会決議事項

項目	決議事項の内容	議決数	
		過半数	三分の二
法人運営に関 わる事項	法人の業務執行の決定	○	
	評議員会開催事項の決定	○	
	評議員会の招集	○	
	定款細則の決定	○	
	従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更 及び廃止	○	
	内部管理体制の整備	○	
	競業及び利益相反取引の制限	○	
	臨機の措置		○
役員を選任・ 解任等に関わ る事項	理事長及び業務執行理事の選定・解職	○	
	重要な役割を担う職員の選任及び解任	○	
	重要な財産の処分及び譲受け	○	
	多額の借財	○	
財務・計画・ 報告に関する 事項	事業計画書及び収支予算書の決議	○	
	事業報告・決算書類・財産目録の承認	○	
	基本財産の処分	○	
	資産の管理		
	会計処理の基準	○	
その他	社会福祉法第45条の20第4項に規定する責任の免除	○	
	公益事業の運営に関する事項		○
	収益事業の運営に関する事項		○
その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項		○	
その他重要な業務執行に関する事項及び事務事業の執行に必要な規定の制定及び改廃		○	

別表 2 専決事項及び理事長専決権の受任職名一覧

(理事・・業務執行理事)

		理事長専決事項	理事	管理 者	サビ 管
法人一般・人事に関する事案	1	理事会・評議員会の招集に関する事（法令及び定款に定める招集者が行う招集を除く）	○		
	2	理事会・評議員会の議案に提出に関する事（法令及び定款に定める議案権者が議案を提出する場合を除く）	○		
	3	規程、規則等の制定・改廃に関する事（法令及び定款で理事会・評議員会が決議すると定めた場合を除く）	○		
	4	予算編成及び決算調整に関する事	○		
	5	予算の流用及び決算調整に関する事	○		
	6	予算の流用、予備費の計上及び使用	○		
	7	短期の資金の借入及び返済に係る契約で借入限度額の範囲内のもの（多額の借入の場合を除く）	○		
	8	寄附の募集事務及び受入れに関する事（寄付金の募集は除く。受入れについては法人に重大な影響のあるものは除く）	○		
	9	債権の免除・効力の変更に関する事（法人に重大な影響があるものを除く）	○		
	10	法人の組織及び権限に関する事（法人に重大な影響があるものを除く）	○		
	11	利用者の決定及び利用契約締結者	○		
	12	苦情対応規程・第三者委員の選任	○		
	13	職員の採用に関する事（重要な役職を除く）	○		
	14	職員の人事配置に関する事（重要な役職を除く）	○		
	15	有期契約職員の採用に関する事	○		
	16	職員の休暇・欠勤・職務免除等に関する事		○	
	17	時間外勤務命令及び旅行命令に関する事		○	
	18	職員の昇給・昇格基準の決定に関する事	○		
	19	職員の昇給者・昇格決定者に関する事	○		
	20	休職、復職、退職、育児・介護休職等に関する事	○		
	21	職員の表彰、制裁、解雇に関する事	○		
	22	職員の人事記録及び身分証明書に関する事	○		

## 別表 2

## 専決事項及び理事長専決権の受任職名一覧

(理事・・・業務執行理事)

		理事長専決事項	理事	管理者	サビ管
法人一般・人事に関する事案	23	職員の諸手当に関する事	○		
	24	職員健康診断実施に関する事		○	
	25	被服貸与等に関する事			○
	26	利用者の日常の支援に関する事		○	○
	27	利用者の預かり金等の日常の管理に関する事		○	○
	28	薬品、食材等の処分に関する事		○	○
	29	自動車の運行管理に関する事		○	○
	30	官公庁に対する軽易な許認可申請並びに届出並びに減免申請に関する事		○	
	31	職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事		○	○
	32	職員の研修に関する事		○	○
	33	諸証明に関する事		○	
	34	金融機関を指定すること、資産管理の種類の変更に関する事	○		
収入事案	35	報酬・給付費・運営費・措置費等の収入に関する事	○	○	
	36	過誤納金の充当又は還付に関する事	○	○	
	37	受贈の承認、寄附に関する事（重要なものは除く）	○	○	
	38	その他の債権に関する事（重要なものは除く）	○		
支出事案	39	固定資産の取得及び処分等に関する事（「軽微なもの」に該当する場合）	○		
	40	建設工事等の請負契約又は委託契約に関する事（「軽微なもの」に該当する場合）	○		
	41	報酬、給与、旅費、賃金等定期的支出に関する事	○		
	42	日常的に消費する給食材料、物品、消耗品等の日々の購入			○
	43	緊急を要する物品の購入（災害・故障・保守管理関係に限定）		○	○
	44	上記以外の支出等	別表3による		



別表 4 定款細則 14 条 1 項に定める議事録記載事項

- 1 開催日時・場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- 2 議事の経過の要領及びその結果
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員がある場合は、当該評議員の氏名
- 4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の概要
  - (1) 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見をのべたとき
  - (2) 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任をした旨及びその理由を述べたとき
  - (3) 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
  - (4) 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき
- 5 出席した評議員、理事、監事の氏名又は名称
- 6 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名
- 7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

別表 5 定款細則 26 条 1 項に定める議事録記載事項

- 1 開催日時・場所（当該場所に存しない理事、監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- 2 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
  - (1) 理事の請求を受けて招集されたもの
  - (2) 理事長以外の理事の請求があったにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの
  - (3) 監事の請求を受けて招集したもの
  - (4) 監事が招集したもの
- 3 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- 4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- 5 次の意見発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
  - (1) 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告
  - (2) 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告
  - (3) 理事会で述べられた監事の意見
- 6 定款で議事録署名人を出席した理事長及び監事とする旨を定めているときは、理事長以外の理事であって、理事会に出席した者の氏名
- 7 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称
- 8 議長の氏名